

## 一 般 質 問 発 言 通 告 書

議席番号 8 番

氏名 森谷 公昭

答弁を求める者

 市長 教育長 監査委員 選挙管理委員会委員長

(○をつける)

 農業委員会会長 固定資産評価審査委員会委員長 公平委員会委員長

## 発言項目及び要旨

1. 市政運営における組織的隠蔽体質の解明と、公文書管理制度の崩壊、不当行為防止条例の恣意的運用による市民権侵害、並びに人事の私物化と説明責任放棄に関する徹底追及について

①三浦市政がスタートした今、市民が最も注視しているのは、この街の行政が「誠実」であるかどうか、そして「透明」であるかどうかである。しかし、現在私が手にしている数々の証拠と、目の前で繰り広げられている市役所の対応を精査すると、そこにあるのは組織的な事実の隠蔽、客観的事実を無視した市民への不当なレッテル貼り、そして公務員としての根幹である説明責任を完全に放棄した「市民の封じ込め」という、極めて深刻かつ不健全な体質である。この「浜田市の闇」とも言える実態を、以下の具体例をもって詳らかにする。

まず、2018 年末に発生したとされる、当時の産業経済部課長級職員による飲酒運転・同乗事件の処理実態についてである。副市長(当時は総務部長)は、事あるごとに「適正に処理されている」と強弁を繰り返すが、その実態を時系列で追えば、誰の目にも明らかな「異常」が浮かび上がる。事件が発生した 12 月 11 日からわずか数日後の 17 日には当該課長の退職届が受理され、26 日に何らかの処分が下された形跡があるものの、大晦日の 31 日には退職が成立している。最大の問題は、その後の退職金の支払い時期である。通常、同時期に退職した他の職員には翌年 1 月に退職金が支払われているにもかかわらず、なぜかこの課長に対してだけは、半年も遅れた 6 月まで支払いが引き延ばされている。飲酒運転という、本来であれば「懲戒免職一択」で退職金が全額不支給となるべき大不祥事に対し、市はあえて「停職 6 ヶ月」程度の軽い処分を選択し、その処分の効力期間(半年間)が経過して処分の影響がなくなるのを待ってから、退職金を平然と支払うという、極めて巧妙かつ悪質な「身内救済の公金受給スキーム」を組織的に構築したのではないか。副市長の言う「適正」とは、法と正義を捻じ曲げてでも身内の懐を潤す工作のことを指すのか、その真実を市民の前に明らかにせよ。

行政手続きの公平性を著しく欠く「不当行為防止条例」の恣意的な運用と、市民に対する組織的な威圧行為である。スポーツ振興課長が、市民からの当然の質問に対して回答を拒否したことに端を発し、あろうことか市はこれを「不当要求」にすり替え、防災安全課を動員して部長級会議を二度も開催。さらには血税を投じて弁護士を雇い、市民に対して「警告書」を送付するという信じがたい暴挙に出た。特

筆すべきは、現場には事実を証明する「録音データ」という客観的証拠が存在しているにもかかわらず、部長級会議の場でも、また法の番人であるはずの弁護士に対しても、その録音は一切提示・確認されていないという事実である。証拠を見ず、聞きもせず、ただ特定職員の主観的な「被害報告」だけを鵜呑みにして組織決定を下し、弁護士を「市民を黙らせるための道具」として利用する手法は、およそ法治国家の行政が行うべき行為ではない。

こうした「行政側による失態」を隠すために、市はさらなる「封じ込め」を画策している。検討されている「カスハラ条例」は、その最たる例である。市民が声を荒らげる原因の多くは、職員の不誠実な説明や「知らない」を連発する無責任な態度、いわば「行政側による放火」にある。市民の感情に火をつけておきながら、いざ市民が抗議すると「恐怖を感じた」と被害者を装って対話を切断し、一方で「録音禁止要綱」を盾に職員の非を証明する証拠を一切残させない。証拠を禁じながら、自分たちの主観だけで市民を悪者にするこの条例は、単なる「口封じ条例」であり、民主主義への挑戦である。

さらに、こうした隠蔽の構造は人事の私物化にも及んでいる。保健師や生活コーディネーター等の採用において、専門知識よりも「正職員の同級生であること」が優先されているのではないかという疑念が噴出している。これらの不適切なプロセスを隠蔽するために、公文書公開請求に対しては「不存在」回答を連発し、記録そのものを「作らない・残さない・見せない」という、組織的な公文書管理の放棄が常態化している。

加えて、本来市長と市民の架け橋となるべき市長公室長が、市長への情報伝達を独断で遮断し、回答の催促に対して「YouTubeを見たから回答は不要だと思った」などと公務を私物化し、職務を放棄している現状は、三浦市政の根幹を揺るがす事態である。教育委員会の不誠実な対応や議会広報からの氏名削除を含め、一連の事象はすべて「不都合な事実を隠し、証拠を消し、対話を拒んで逃げ切る」という共通の病理に起因している。市長には、前政権から続くこの「腐敗の連鎖」を断ち切り、全事案の再調査と、組織の浄化に向けた抜本的な是正措置を講じる意思があるのか、逃げ口上のない明確な政治姿勢を強く問う。

## 2. サン・ビレッジ浜田調査報告書及び不当要求認定について

### ①物理的に不可能な「検査合格」決裁の違法性

令和5年12月8日付の起案に「検査の結果問題ない」とありますが、現物が市役所に届いていない12月8日に、誰が、いつ、どこで、何を検査したのですか？

### ②組織的な「納品日の遡及（バックデート）操作」

令和5年12月14日の職員メールに「納品は12月8日付けにする必要がある」と日付操作の具体的な指示が残っています。課長を含む複数の市職員に共有されており、これは納期遅延による遅延損害金の発生を免れさせるための、組織的な偽装ではないですか？

### ③納期遅延に伴う損害賠償および減額処理の懈怠

令和7年8月になって「受領印は誤りだった」と令和5年12月15日受領に訂正を行っていますが、これにより契約上の納期12月10日に対しての遅延と検査対象未受領にもかかわらず検査完了という処理をしていたことが確定しました。なぜ市は契約管理課や会計課にこの修正を共有せず、遅延損害金の請求手続きを行わず、満額を支払ったままなのですか？

### ④市長による調査報告書（概要版）への不当な介入

令和5年12月20日の職員メールに、報告書の編集について「前市長より指示が出ている」と明記されています。市長が専門機関の独立した調査結果に直接介入し、編集させたことの正当性を伺います。

### ⑤「日数ベース稼働率」による実態の隠蔽と市民への誤解誘導

市はコンサルに屋内運動施設の「時間稼働率」と「日数ベース稼働率」の両方を提供可能であり、一部施設については両方提供していた。日数ベース稼働率では施設の利用可能時間にどの程度空きがあるのかが分からないにも関わらず、報告書で日数ベース稼働率を用い、さらに「ほぼすべての市内屋内運動施設において稼働率が100%に近い」という虚偽の内容を書き施設利用が限界であるかのような表現をしたことは、機能転用へ誘導する意図的な情報操作ではないですか？

### ⑥録音記録と整合しない「40分間の電話強要」という虚偽報告

市が令和7年に特定の市民の行為を「不当要求」と認定した根拠として、職員が提出した「発生報告者からの意見」という文書があります。「6月5日の通話では、長時間の対応を強要された」と書いていますが、この日の通話は合意の上で双方録音開始した状態で行われており、実際の録音では26分経過時に職員自らが終了時刻「12時45分頃」を申し出て、市民は感謝の上で同意し、この時刻に通話が終了しています。よって職員は事実と反する虚偽の報告を行い、その虚偽報告を基に認定を下しています。市民は市長に対してもこの録音音声データや「強要を行った事実を示す記録が存在しない旨の公文書不開示決定等」を添えて、不合理な扱いで精神的苦痛により苦しんでいると訴え、是正を求める文書を提出しています。違法性の疑われる事案に対し、市長は少なくとも事実確認を指示する責任があると考えますが、市民を無視している理由はなんですか。

⑦法的根拠なき「特定の市民を監視するファイル」の運用

市は「〇〇氏対応記録」という、特定の市民の問い合わせを分刻みで記録し複数課にわたり共有するファイルを運用しています。個人情報保護法第 61 条に反して、本人の同意なく「いつどこの部署に何について相談したのか」という情報を集約、共有するのは、国のガイドラインに明確に違反しており、違法ではないですか？

⑧行政手続法および協働のまちづくり推進条例違反の対話拒絶

市民に対し、市長公室長名で「市長直行便には対応しない」「返答しない」との回答が出されています。重大な法令違反や虚偽報告の指摘があっても「証拠を確認せず無視する」という姿勢は、行政手続法第 1 条（透明性の向上）や協働のまちづくり推進条例の趣旨に真っ向から反しますが、なぜこのような対応をおこなっていますか。

⑨教育委員会（合議体）における審議の形骸化

納期偽装や報告書の虚偽について具体的な通報があったにもかかわらず、令和 7 年 11 月の臨時会において、わずか 7 分間で審議を終え、事実確認も議題にならずに市長方針を追認したことは、独立した合議制機関として、判断材料の妥当性を確認する必要を直視せず、職務放棄しているように見えます。なぜ、通報の内容について教育委員会は事実確認を行わないのですか。

⑩プロセスの不透明性に基づく機能転用方針の再検証

これほど多くの事務処理上の不備、不正の疑い、報告書の方向性・結論への市長の介入、事実誤認に基づく不当な市民排除が明らかになった以上、この報告書を根拠とした現在の機能転用方針は一旦白紙に戻し、第三者による再検証を行うべきではないですか。

### 3. 同和問題における啓発活動の抜本的見直しと行政のあり方について

①同和問題（部落問題）について、行政が長年にわたり「啓発」という名のもとに特定の地区や歴史を強調し続けることは、今や差別意識を後世に語り継ぎ、固定化させる「差別の宣伝」となっている側面が否めない。現在、市民の間でこの問題を特別に意識する層は減少しており、「問題にしなければ自然に消えていく」段階にある中で、行政による過度な啓発活動がかえって「寝た子を起こす」結果を招き、差別の再生産につながっている現状をどう認識しているか。差別をなくそうとする運動が、結果として差別を周知する役割を果たしているのであれば、行政主導の啓発活動は速やかに終了し、関連予算を削減した上で、他の喫緊の行政課題へと振り向けるべきである。これまでの特定の枠組みによる「同和行政」に明確な区切りをつけ、特定の対象を設けない「一般施策」へと完全移行することについて、市長の決断と今後の見通しを伺いたい。

### 4. 高齢者の尊厳保持と、介護現場における「性」の課題への向き合い方について

①私たちは、人が年を重ね、介護が必要な状況になると、あたかもその人から「性的な欲求」や「異性を求める心」が完全に消え去ってしまうかのように考えがちです。しかし現実はどうでしょうか。施設に入所されている方であっても、在宅で介護を受けている方であっても、一人の人間として、最期まで自分らしく「生きたい」という願いの中に、性的な欲求が含まれるのは、生物学的にも、また心の在りようとしても、至極当然のことではないでしょうか。

現在、介護現場からは、切実な声が届いています。入浴介助や排泄介助の際、あるいは日常的なケアの最中に、一部の利用者から女性職員に対して、胸や下腹部を触るといった不適切な身体接触が行われる、あるいは性的な言葉を投げかけられるといった事案が後を絶ちません。

現場で働く職員、特に若い女性職員にとっては、これは単なる「お年寄りのいたづら」では済まされない、深刻なセクシャルハラスメントであり、精神的な苦痛から離職につながる大きな要因にもなっています。

一方で、利用者の側を考えてみますと、今の介護現場におけるレクリエーションは、まるで保育園や幼稚園のように、大人のプライドを考慮しない「お遊戯」のような内容に偏っている側面はないでしょうか。知的な衰えがない、あるいは軽微である大人の男性・女性に対して、画一的な子供扱いを強いることは、その方の尊厳を傷つけているとも言えます。豊かな人生を歩んできた「大人の人間」として、性的な欲求を抱くことは決して恥ずべきことではなく、むしろ生きるエネルギーそのものでもあります。この欲求が適切に、かつ健全に解消される場や出口がないからこそ、現場での不適切な接触という形になって現れているのではないのでしょうか。

そこで私は提案したいのです。経済的に余裕があり、自らの意思でそれを望む利用者に対しては、専門的な知識と技術を持った外部の「性的ケアサービス」を自費で利用することを、施設や行政がタブー視せず、一つの選択肢として検討・容認していく時期に来ているのではないのでしょうか。もちろん、これには倫理的な議論や、周囲の利用者の感情、施設側の管理責任など、整理すべき課題は多くあります。しかし、単に「いけないことだ」と蓋をして、現場の職員にその負担を押し付け続けるだけでは、福祉の質の向上も、担い手の確保も望めません。

「性」という漢字は、「心」が「生きる」と書きます。人間が最期まで人間らしく、心豊か

に生きていくために、この避けては通れない課題に対し、市としてどのように向き合い、現場の職員を守り、利用者の尊厳を保っていくお考えがあるのか、市長ならびに関係理事者の見解を伺います。

## 5. 議場におけるマスク着用運用の改善について

①現在、浜田市議会では答弁に立つ職員の多くがマスクを着用したまま発言していますが、これに対して市民から「声がこもって聞き取りにくい」「表情が見えないため、どのような意図で答弁しているのか真意が伝わらない」といった苦情が私の元へ数多く寄せられています。特に傍聴に来られる高齢者の方々にとっては、マスク越しの不明瞭な声は非常に聞き取りづらく、せっかく議場に足を運んでも内容が十分に理解できないという切実な問題が生じています。現在の国会を見渡しても、発言者がマスクを着用したまま審議を行っている光景はもはや見られません。インフルエンザ等のウイルスの大きさをピンポン玉に例えるならば、マスクの網目は2メートル四方の巨大な穴が開いているようなものであり、科学的な感染予防効果という点でも、通常の会話においてそこまで固執する必要があるのか疑問が残ります。議場では発言者の前に十分な距離があるか、あるいは議員の背中がある状態で前を向いて話すのが通例であり、唾を飛ばさないよう注意して発言すれば、マスクを外して明瞭に話すことのデメリットよりも、市民への伝わりやすさというメリットの方がはるかに大きいはずで、これ以上、アクリル板に加えてマスクまでして、ごちゃごちゃと何を言っているのか分からないという状態を続けるのは、開かれた議会とは言えません。浜田市議会だけが取り残されているような現状を改善すべきだと考えますが、市民に対する説明責任を果たす観点から、登壇時のマスク着用運用について当局の考えを伺います。また、表情は言葉以上の情報を伝える重要な要素です。市民に納得感のある答弁を行うために、原則として発言時はマスクを外す、あるいは外すことを推奨する運用へと速やかに改善していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

## 6. 生活支援コーディネーターの活動実態と採用の適正性について

①私は現在、生活支援コーディネーターの活動、およびその採用の在り方について、看過できない重大な問題点をいくつか把握しています。まず第一に、活動の「公平性」と「網羅性」の欠如です。生活支援コーディネーターは、地域の高齢者支援のためにあらゆる社会資源を把握し、計画を立てるべき立場にあります。しかし実態は、自分の好きな分野や特定の関心がある場所にしか足を運ばず、極めて偏った動きに終始しているという実例を把握しています。例えば、市内には5、6年も前から「100円タクシー」や「買い物代行」という事業を、自費で何度もチラシを撒きながら、高齢者の足や生活を守るために展開している民間事業者が存在します。ところが、この事業者に直接確認したところ、コーディネーターから一度も検討の打診を受けたことがなく、それどころか話を聞きに来られたことすら一度もないという事実を把握しています。

担当部署に確認しても、こうした既存の優良な民間事業者のもとへ調査に赴いた形跡がありません。本来、支援計画を立てるプロセスにおいては、不採用となった案も含めて広範に比較検討されるべきです。実績のある民間サービスをあなから除外し、自分たちの関心がある狭い範囲だけで物事を進める姿勢は、資源把握の怠慢であり、行政としての公平性を著しく欠いてい

ると言わざるを得ません。

第二に、採用における「専門性」と「透明性」の問題です。地域福祉のプロとして、客観的な分析や資源発掘を行うべきポストに、果たしてその能力に見合った人物が公平に採用されているのかという疑問を把握しています。

特定の人物を優先するような不透明な選考プロセスが介在していないか、また、単なる「粹埋め」の人事になっていないか。もし専門的な知見があるならば、長年市民のために活動している事業者の存在を無視し、対話すら拒むような事態は起こり得ないはずです。こうした専門性の欠如した活動しかできない人物を配置しているとすれば、それは採用基準そのものに瑕疵があると言わざるを得ません。

以上の問題点を踏まえ、生活支援コーディネーターの活動評価、および採用プロセスの妥当性について、当局の明確な回答を求めます。

## 7. 行政の誠実な対応と市長の対話姿勢について

下記の質問をしましたが、未だに返事がありませんので議会での一般質問として市長に直接質問することになりました

浜田市長公室長

20251203

### 抗議文

拝啓 市政ご多忙の折、失礼いたします。

この度、貴殿が市民からの問い合わせ電話に対し、

「録音するなら切る」と告げて通話を一方的に終了されたとの事実について、法的根拠および行政倫理の観点から重大な問題があると考え、

以下のとおり抗議の意を申し上げます。

1 市民による行政との通話録音は完全に合法であること市民が自身の権利保全のために行政との会話を録音することは、日本のいかなる法令にも抵触しない正当な行為です。

- ・ 刑法・電波法：会話の当事者による録音は盗聴に該当せず合法
- ・ 民法：当事者録音はプライバシー侵害に当たらない
- ・ 憲法 21 条：記録・保存・公開を含む表現の自由を保障

よって、「記録のための録音」という市民の行為は、法的に何ら問題を含まず、行政がこれを禁止する権限も存在しません。

2 SNS・YouTube 公開の可能性を理由とした録音拒否は、行政として認められない公務員として市民に説明責任を負う立場にある以上、貴殿の公的職務に関する情報が公開される可能性は、むしろ行政の透明性として当然の性質を持つものです。

SNS 等への公開可能性を理由とした録音拒否は、公務員の説明責任の放棄にあたります。

3 地方公務員法および地方自治法上の誠実義務・説明義務違反

#### ●地方公務員法 第 30 条（サービスの根本基準）

公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務しなければならない。

#### ●地方公務員法 第 32 条（法令等の遵守）

法令・条例・規則に従い誠実に職務を遂行する義務がある。

#### ●地方自治法

自治体職員は住民に対して説明責任を負い、正確で誠実な行政対応を行うべき立場にある。

録音を理由に市民の問い合わせを拒否し、  
通話を一方的に切断する行為は、これらの趣旨に明確に反します。

4 行政サービス指針・苦情処理要領の趣旨にも違反  
総務省の「行政サービス改善指針」および各自治体の「苦情処理要領」では、

- ・市民の苦情・相談には誠実に応対すること
- ・恣意的に対応拒否をしてはならないこと
- ・市民の権利行使を妨げないこと が求められています。

今回の対応は、これら指針の趣旨に反しています。

#### 5 要望事項

つきましては、以下の点について回答および改善を求めます。

- 1 録音を理由に市民対応を拒否した事実についての正式な説明
- 2 今後、録音希望者に対して対応拒否を行わない旨の確認
- 3 市役所の市民対応マニュアルに「録音希望者への適切な対応方針」を明記すること
- 4 行政の透明性向上に資する市民録音の位置づけについての理解と徹底

市民との誠実なコミュニケーションこそが行政への信頼の基盤であり、

今回の対応はその信頼を損なうものであるため、

早急な改善を求める次第です。

浜田市議会議員 森谷公昭

#### ①市長公室長への抗議文に対する放置と説明責任について

私は昨年12月3日、市長公室長に対し、市民への不適切な電話対応（録音を理由とした一方的な切断）について文書で抗議を行い、正式な説明と改善を求めました。しかし、それから2ヶ月以上が経過した現在も、一切の回答がありません。議員からの正当な照会を無視し続けることは、議会軽視であり、市民への説明責任の放棄です。公室長が答えないのであれば、任命権者である市長に伺います。なぜ本市は、議員の正式な抗議をこれほど長期間放置しているのか。また、録音を理由に市民対応を拒否する行為は、市長が目指す「開かれた市政」に反するのではないかと。市長の見解と、放置された抗議文に対する回答を、この場で明確に示してください。

#### ②市長との面談機会における公平性と対話の拒絶について

次に、市長の政治姿勢について伺います。私は当選以来、本市のまちづくりを議論するため、継続して市長との面談を申し入れてまいりました。10月、11月、12月、1月と4ヶ月間、調整を求めてきましたが、未だに実現しておりません。事務方からは、同席者の条件など「会えない理由」ばかりが並べられ、一向に前に進みません。一方で、他会派の議員が申し入れた際には、わずか1週間で面談が行われているという事実があります。特定の議員とは会い、特定の議員（私）とは会わないという対応は、行政の公平性を著しく欠くものであり、断じて容認できません。

### ③議長立ち会いによる面談の実施について

市長、私は事務方の過剰な介入や、偏った調整を望んでいません。そこで提案いたします。事務方が同席せずとも、公正な記録が保たれるよう、議長室において「議長立ち会い」のもと、私と1時間ほど、浜田市の未来についてお話をさせていただけないでしょうか。これ以上、事務方の「ダメ出し」で引き延ばすのはやめていただきたい。市長、この場で、議長立ち会いによる面談の実施を約束していただけますか。市長の真摯な対話姿勢を、市民の前で示していただくよう強く求めます。

## 8. リハビリテーションカレッジ島根（三隅）の現状と支援について

### ①新体制（新理事長）による経営計画と工夫

新理事長のもと、学校法人側からは以下のような具体的な経営改善策や工夫が提示されていると考えられます。

- 外部専門機関との連携:
- 専門知見の導入:
- 要望の内容:

「支援に相当する努力」の判断材料としては、市側が「支援に値する」と判断するかどうかのポイントは、単なる「赤字補填」ではなく、\*\*「持続可能な自立計画」\*\*があるか否かです。

- 前向きな計画、市の姿勢:市側から「前向きに検討する」との答弁があった背景には、こうした「民間努力」の可視化が影響しているはずです。
- 先日の市長との面会（1月・東京）等も行われたようです。

出雲地方（仁多学園）との比較や県内の他校との比較も重要な論点です。

- 均衡ある発展:出雲市にある同様の養成校に対し、県や市がどのような補助スキームを持っているか。
- 地域医療の拠点:石見地域（浜田市）における理学療法士・作業療法士の供給源として、この学校を失うことが地域医療の崩壊に直結するという「公共性」を強調する必要があります。

これらの点を考えて、援助するに至らない理由、援助すべき理由。どちらに傾くかわかりませんが、回答していただきたいと思います。